## 政令第八十四号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第七条第五項の規定に基づき、 この政令を制定

する。

第四

+

五.

条第

項中

市

町

村

課

を

住

民制度課」

に、

「合併

推進課」

を

市

町村体

制整

備課

に改

いめる。

総務 省組織令 (平成十二年政令第二百四十六号) の一部を次のように改正する。

第四 十六 条第五号中 市 町 村 課」 を 住 民 制 度課 及 び 市 町村体 制整備 課 に改め、 同 条第八号中 市 町村

課及び合併推進課」を「市町村体制整備課」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二を次のように改める。

(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

地 方自治に係る政 策で地域の振興に関するもののうち地域的な共同活動に係るものの企画及び立案並

びに推進に関すること。

地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するものの企画及び立案に関す

ること。

- 三 住民基本台帳制度に関すること。
- 四 住居表示制度に関すること。
- 五. 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名に係る地方公共団体の認証業務制度に関す

るものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。

(市町村体制整備課の所掌事務)

第四 十七条の二 市町 村体制整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

地方公共団 体 の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を

行うこと。

市町村の合併、 広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に

関すること。

三 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律 (法律に基づく命令を含む。) で総務省に属させられ

た地方公共団体の名称、 市町村の廃置分合及び境界、 市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務

に関すること。

四 中核市及び特例市の指定に関すること。

五. 地 方自 治法その 他  $\mathcal{O}$ 地方公共 寸 一体に関する法律 (法律に基づく命令を含む。) で総務省に属させられ

た地 方 公共団 体  $\mathcal{O}$ 協 議 会、 機 関 等  $\mathcal{O}$ 共 同 :设 置、 事務の 委託 及び組合並 びに地方開 発事業団 に 関 する事務

に関すること。

六 大規模な公有 水 面  $\mathcal{O}$ 埋立てに伴う村 の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律 (昭和三十 -九年法

律第百六号)の施行に関すること。

第四 十八条第三号中「こと(」の下に 「住民制度課及び」を加え、 同条第七号中「こと」の下に「 住民

制度課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第四十九条第一号中「並びに地域的な共同活動」を削る。

附 則第十二条の見出 し中 「合併推進 課」 を 市 町 村体 制 整備 課」 に改め、 同条中 「合併推進課 を 市 町

村体制整備課」 に、 「平成二十二年三月三十一日」を 「平成二十七年三月三十一日」 に改める。

附

則

この政令は、公布の日から施行する。

=

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、

自治行政局市町村課の名称及び所掌事務を変更するとともに

同局に市町村体制整備課を設置する等の必要があるからである。